

公益社団法人全国大学保健管理協会役員の選任等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人全国大学保健管理協会定款（以下「定款」という。）

第22条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任等に関する必要な事項を定めるものとする。

(選任手続)

第2条 理事は、定款に定める地方部会が推薦するほか理事会においても推薦できるものとし、総会において選任する。

2 各地方部会および理事会から推薦する理事の人数は、理事会において別に定める。

第3条 監事は、理事長が推薦し理事会の承認を経て、総会において選任する。

2 監事の選任を総会に附議するときは、法令に基づき監事候補者の同意を得るものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する

附 則（一部改正）

令和4年6月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する

附 則（一部改正）

令和6年6月17日から施行する